

# 福岡県公報

平成二十年二月二十日  
第二千七百八十七号  
増刊 ①

## 目次

告 示(第二百六十四号)

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための  
の基準等に関する規程の一部を改正する告示

(経営金融課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第二百六十四号

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する  
規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年二月二十日

福岡県知事 麻 生 渡

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準  
等に関する規程の一部を改正する告示

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する  
規程(平成十九年八月福岡県告示第六百三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)」を「中小企業等協同組合法施行規則  
(平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環  
境省令第一号)」に、「中小企業等協同組合法施行規程(平成十九年金融庁、財務省、  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号)」を「中小企業等協同  
組合法施行規程(平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省告示第一号)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）